

裁定請求書の記載上の注意書きをよく読んで書き方にそって記入してください。

この記入例は過去に国民年金と厚生年金に加入されていた方が60歳を迎え会社に勤務しながら老齢厚生年金の裁定請求をされている場合です。

## 書き方

☆請求される方によって書き方がそれぞれ異なりますのでご注意ください。

様式第101号

届書コード	届書
711	0

# 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書

- のなかに必要な事項を記入してください。  
(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
- フリガナはカタカナで記入してください。

あなたの年金額を決定するために基本となる項目です。年金手帳や雇用保険被保険者証で確認して記入してください。

年金コード
1150

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、③の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

請求者	① 基礎年金番号	2415125690
配偶者	② 生年月日	大3(期5)平7 130420
請求者	③ 基礎年金番号	2479112345
配偶者	④ 生年月日	大3(期5)平7 130215

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上あり、どこに記入すればよいのかわからないときは窓口申し出てください。

雇用保険被保険者番号を持っていない方は事由書が必要となります。

郵便番号は7桁で記入して下さい

配偶者の氏名は下のア欄に記入して下さい

請求者の氏名・印	ネンケン 太郎	性別	男
住所の郵便番号	16885005	住所コード	スギナミ
住所	高井戸西3丁目5番24号		

### 住所

住所については、今後受け取る年金証書の住所となり、また、年金受給に関する各種お知らせの送付先になりますので正確に記入してください。  
☆政令指定都市の場合は、区から記入してください。  
☆郡部の場合は、郡から記入してください。  
(例 ○○郡△△町)

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。	
厚生年金保険	国民年金
船員保険	

※配偶者の基礎年金番号欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、つぎの1および2にお答えください。記入した方は、届書の必要はありません。  
過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。  
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

配偶者の氏名・印	年金 太郎	性別	男
住所の郵便番号		住所コード	
住所		市区町村	

支払金融機関	コード	年金 高井戸	預金通帳の記号番号	1234567
郵便局	郵便局コード	郵便預金通帳の記号番号		

### 支払金融機関

年金の受け取り先になりますので記入した後金融機関の証明印を押してもらってください。  
または、窓口で預金通帳を持参して確認を受けることによって金融機関の証明にかえることができます。

1. 振替預入を希望される方は「①郵便貯金通帳の記号番号」欄を記入してください。  
(窓口払いを希望される方は、郵便局の証明は必要ありません。)

2. 振替預入が可能な通帳は、郵便貯金総合通帳、郵便貯金総合通帳オンラインおよび郵便貯金通帳オンラインの3種類です。

郵便番号は7桁で記入して下さい

### 配偶者と子

ここから先は、アからキまでアイウエオ順に記入してください。

ア

配偶者	氏名	ネンケン 花子	生年月日	大3(期5)平7 130420	障害の状態	●
子	氏名	ネンケン 次郎	生年月日	昭平 57 600831	障害の状態	●

生計を同じくしている配偶者または子がいるときは記入してください。  
ただし、子の場合は ○18歳になった最初の3月31日までの場合 と  
○障害の状態にある20歳未満の場合 だけです。  
なお、この場合は「生計維持証明」欄への記入が必要となります。